平成２９年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

平成２９年７月２５日
閣　　議　　決　　定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第４条第３項に基づき、平成２９年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）を次のとおり定める。

第１　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

１　中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されている。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需法第２条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においても受注機会の増大を通じて配慮する必要がある。

また、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっている。加えて、昨年４月１６日に発生した熊本地震（以下単に「熊本地震」という。）において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要がある。

国等（官公需法第２条第３項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、平成２７年７月に改正された官公需法（以下「改正官公需法」という。）に新たに盛り込まれた新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法第３条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」（以下「みなし大企業」という。）については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

２　中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第２、第３及び第４に掲げる措置を講ずること等により、平成２９年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約３兆８，１８５億円、比率が、５５．１％になるよう努めるものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成２６年度国等の官公需契約実績７兆４，２７８億円の約１％程度と推計されることを踏まえ（注）、平成２７年度から平成２９年度までの３年間で、２６年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。なお、こうした目標については、改正官公需法施行後の新規中小企業者向け契約実績等を踏まえ、目標設定のあり方も含め、必要に応じて適切に見直すものとする。

（注）中小企業庁が各府省等から平成２６年度上半期の官公需における契約データを入手し、民

間調査機関に委託して調査を実施。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第２条第３項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、平成２８年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は目標比率が平成２９年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率を大きく下回る機関等に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

併せて、中小企業庁は、平成２８年度の国等の新規中小企業者向け契約の実績金額等を踏まえ、実績を上げている機関等から情報を収集し、新規中小企業者向け契約の比率の向上に資する情報提供を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

３　各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第５条第１項に基づき、国等の契約の基本方針に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第３条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、平成２６年４月１日に税率が８％に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を受け入れるとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を受け入れるものとする。併せて、東日本大震災及び熊本地震に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成２６年１２月１６日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成２８年３月２２日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整

合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ必要な場合には、国等の契約の基本方針を参考として、中小企業者に関する契約の方針等を策定する等中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1　東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

（1）官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（2）適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

（3）地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

（4）適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

（5）科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

（6）官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものと

する。
　さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

2　熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮
　熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記１に掲げる（１）から（４）までと同様の措置を講ずるものとする。

3　官公需情報の提供の徹底
　国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業・小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）個別発注情報の提供と説明
①　国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
②　国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
③　国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

（２）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
①　国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員５人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速かつ的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。
②　また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報をはじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
③　さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

（３）官公需に関する相談体制の整備
①　国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
②　国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
③　中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。
④　国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させるよう努めるものとする。

4　中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

（1）総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

（2）分離・分割発注の推進

①　国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

②　国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

③　公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

（3）適正な納期・工期、納入条件等の設定

①　国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。

②　国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③　国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

（4）調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

①　国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

②　国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

（5）知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

（６）同一資格等級区分内の者による競争の確保

① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

（７）中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合にあっては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（８）調達手続の簡素・合理化

① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

５ 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（１）小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（２）技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

（３）地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

（４）中小企業・小規模事業者の適切な評価

① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。

② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。

③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

（５）中小建設業者に対する配慮

① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、必要な工期を確保するための国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図ること等によって、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（６）中小石油販売業者に対する配慮

① 国等は、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合（以下この項において単に「石油組合」という。）が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

（７）創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした創意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

（８）外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

（９）中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

６　ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、平成２６年４月１日に消費税率が８％に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

（１）ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

（２）適切な予定価格の作成

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

②　国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（３）低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

（４）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

（５）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年６月１２日法律第４１号）等の関係法令を遵守するものとする。

７ 地方公共団体への協力依頼

（１）国等の契約の基本方針の要請等

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

（２）国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

（３）連携推進体制の活用

中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会（注）を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行う。

（注）４７都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報

の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

第３　新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

１　新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

（１）新規中小企業者への配慮

①　国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

②　国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

③　国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときは、公募の手続きを省略することができる。

④　国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第４号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。

⑤　国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

⑥　国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第２に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

（２）中小企業基盤整備機構の情報提供業務

①　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、 中小企業庁と連携して、新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）を運営するとともに、当該サイト運営において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため必要な情報提供の充実に努めるものとする。

②　また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、

地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すものとする。

（３）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

①　国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

②　中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供する。

また、中小企業庁は、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

２　組合の活用に関する基本的な事項

（１）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

①　国等は、中小企業等協同組合法（昭和２４年６月１日法律第１８１号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

②　中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援する。

（２）官公需適格組合の活用

①　国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。

②　国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

③　中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援する。

第４　前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

（１）国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会（注）への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（注）中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模

事業者の受注機会の増大を図るための方策について意見交換を行う場。各経済産業局等が主体となって全都道府県５０ヵ所で開催。

（２）国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第２及び第３の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

（単位：億円）

各府省等名	官公需総実績額（A）				中小企業・小規模事業者向け契約実績額（B）				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A（%）				C／A（%）
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
衆議院	28	16	75	120	19	3	12	34	1	67.1	20.4	15.9	28.7	0.62
参議院	3	11	21	36	2	1	3	6	[0]	57.8	7.1	16.1	17.3	0.26
最高裁判所	41	102	121	264	25	59	50	133	7	59.8	57.3	41.4	50.4	2.80
会計検査院	2	[0]	6	8	1	[0]	1	3	[0]	85.4	94.7	23.7	38.6	3.47
内閣・内閣府	465	852	819	2,137	166	783	221	1,169	8	35.6	91.8	27.0	54.7	0.39
復興庁	1	0	3	3	[0]	0	1	2	[0]	65.0	0.0	41.6	46.2	8.40
総務省	33	1	104	138	16	1	55	72	4	49.3	63.6	52.7	52.0	3.10
法務省	436	197	625	1,257	237	146	188	571	12	54.4	74.1	30.1	45.4	0.93
外務省	26	17	196	239	5	1	21	27	3	20.6	5.0	10.9	11.5	1.06
財務省	180	158	365	703	98	129	198	426	9	54.5	82.1	54.3	60.6	1.28
文部科学省	420	147	65	632	391	3	26	419	2	93.0	1.8	39.8	66.3	0.29
厚生労働省	152	47	253	451	120	37	137	293	9	78.8	78.6	54.0	64.9	1.94
農林水産省	85	1,633	1,062	2,780	61	1,158	854	2,073	37	71.7	70.9	80.4	74.6	1.32
経済産業省	20	2	160	182	14	1	105	120	22	70.9	37.6	66.0	66.3	11.91
国土交通省	1,086	18,301	5,932	25,319	568	11,309	2,111	13,987	221	52.3	61.8	35.6	55.2	0.87
環境省	19	58	305	381	13	47	81	141	2	66.8	81.7	26.5	36.9	0.45
防衛省	3,379	2,088	1,727	7,193	2,001	1,214	798	4,012	115	59.2	58.2	46.2	55.8	1.60
国計	6,375	23,631	11,836	41,843	3,737	14,890	4,862	23,490	452	58.6	63.0	41.1	56.1	1.08
公庫等計	12,154	10,096	10,403	32,653	6,618	3,989	4,469	15,075	826	54.4	39.5	43.0	46.2	2.53
国等計	18,529	33,728	22,239	74,496	10,355	18,879	9,331	38,565	1,278	55.9	56.0	42.0	51.8	1.72

（注1） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2） 括弧書（[ ]）は、金額が5千万円未満であることを示す。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標

（単位：億円）

各府省等名	官公需予算総額（A）				中小企業・小規模事業者向け契約目標額（B）				B／A（%）			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	32	20	77	129	22	10	39	71	70.0	50.0	50.0	54.9
参議院	3	13	21	37	2	7	12	21	56.6	56.6	56.6	56.6
最高裁判所	33	160	109	302	29	60	64	152	87.9	37.4	58.3	50.4
会計検査院	2	1	5	8	2	1	3	5	85.0	100.0	46.7	60.0
内閣・内閣府	452	798	549	1,799	169	599	220	988	37.3	75.1	40.1	54.9
復興庁	1	0	5	6	1	0	2	3	67.0	0.0	43.0	47.2
総務省	40	2	142	183	24	1	71	95	59.7	37.0	50.0	52.0
法務省	628	29	401	1,057	324	22	215	561	51.6	77.3	53.5	53.0
外務省	29	1	215	245	21	1	157	178	72.9	60.0	72.9	72.8
財務省	156	138	347	641	90	120	196	406	57.6	86.7	56.5	63.3
文部科学省	434	5	35	473	404	4	10	419	93.2	90.5	29.9	88.5
厚生労働省	193	67	254	514	139	49	150	337	71.9	72.8	59.1	65.7
農林水産省	84	1,572	1,112	2,768	60	1,115	923	2,098	71.4	71.0	83.0	75.8
経済産業省	14	2	169	184	10	1	112	122	71.4	37.2	66.2	66.3
国土交通省	864	16,054	5,738	22,656	456	9,958	2,093	12,506	52.8	62.0	36.5	55.2
環境省	20	62	303	386	14	49	173	236	71.5	78.9	56.9	61.2
防衛省	3,124	2,362	1,900	7,385	1,775	1,452	892	4,120	56.8	61.5	47.0	55.8
国計	6,108	21,283	11,383	38,774	3,542	13,446	5,330	22,318	58.0	63.2	46.8	57.6
公庫等計	11,944	8,742	9,888	30,573	7,161	3,795	4,911	15,867	60.0	43.4	49.7	51.9
国等計	18,052	30,025	21,271	69,347	10,702	17,242	10,241	38,185	59.3	57.4	48.1	55.1

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
内閣府所管計	477	314	4,866	5,657	339	242	1,740	2,321	165	71.2	76.9	35.8	41.0	2.91
独立行政法人国立公文書館	59	30	486	575	44	30	105	179	25	74.8	100.0	21.7	31.2	4.33
独立行政法人北方領土問題対策協会	25	3	330	358	22	3	187	211	[0]	87.9	100.0	56.5	59.0	0.01
独立行政法人国民生活センター	46	82	311	439	34	60	83	177	2	73.2	72.9	26.8	40.3	0.52
沖縄振興開発金融公庫	101	123	1,265	1,489	58	120	366	545	45	57.7	97.6	29.0	36.6	3.05
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	246	77	2,473	2,795	181	29	998	1,209	92	73.7	38.2	40.4	43.2	3.29
総務省所管計	7,056	322	13,732	21,110	3,050	302	3,798	7,150	611	43.2	94.0	27.7	33.9	2.89
国立研究開発法人情報通信研究機構	6,876	315	9,864	17,054	2,998	296	3,474	6,768	607	43.6	93.9	35.2	39.7	3.56
独立行政法人統計センター	173	6	3,713	3,892	46	6	262	313	1	26.3	100	7.0	8.1	0.02
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	7	0	156	163	6	0	63	69	3	79.9	0.0	40.2	42.0	1.98
法務省所管														
日本司法支援センター	72	1	654	728	37	1	77	115	21	51.4	100	11.7	15.8	2.92
外務省所管計	3,092	765	18,138	21,996	2,123	320	11,390	13,833	901	68.7	41.8	62.8	62.9	4.09
独立行政法人国際協力機構	3,061	696	18,096	21,853	2,104	255	11,366	13,726	901	68.7	36.7	62.8	62.8	4.12
独立行政法人国際交流基金	31	69	42	142	19	64	23	107	0	62.4	93.1	55.5	75.3	0.00
財務省所管計	13,201	3,410	7,517	24,127	6,554	2,721	2,472	11,747	255	49.6	79.8	32.9	48.7	1.06
独立行政法人酒類総合研究所	167	35	150	351	128	33	62	224	29	76.9	95.4	41.6	63.6	8.30
独立行政法人造幣局	5,438	426	2,626	8,491	2,335	352	600	3,287	36	42.9	82.6	22.8	38.7	0.42
独立行政法人国立印刷局	7,596	2,949	4,740	15,285	4,091	2,336	1,809	8,236	190	53.9	79.2	38.2	53.9	1.24
文部科学省所管計	690,229	155,756	538,958	1,384,943	438,877	89,098	239,704	767,679	30,891	63.6	57.2	44.5	55.4	2.23
国立大学法人北海道大学	17,237	2,042	5,133	24,412	5,773	1,016	3,447	10,235	267	33.5	49.7	67.1	41.9	1.10
国立大学法人北海道教育大学	1,077	259	627	1,964	863	250	486	1,599	6	80.1	96.6	77.5	81.5	0.30
国立大学法人室蘭工業大学	579	258	399	1,236	358	252	208	817	10	61.8	97.6	52.1	66.1	0.84
国立大学法人小樽商科大学	160	192	263	615	106	192	200	497	6	66.3	100.0	75.8	80.9	0.98
国立大学法人帯広畜産大学	621	189	329	1,139	457	180	216	853	8	73.6	95.6	65.5	74.9	0.67
国立大学法人旭川医科大学	9,564	261	2,996	12,821	5,616	195	1,223	7,034	391	58.7	74.5	40.8	54.9	3.05

（注1） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2） 括弧書（[ ]）は、金額が5十万円未満であることを示す。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
国立大学法人北見工業大学	388	130	355	872	225	129	217	571	2	58.1	99.3	61.1	65.5	0.24
国立大学法人弘前大学	9,861	192	4,490	14,543	6,080	184	2,767	9,030	34	61.7	95.6	61.6	62.1	0.23
国立大学法人岩手大学	1,377	348	2,318	4,044	1,174	338	1,817	3,329	57	85.2	97.3	78.4	82.3	1.41
国立大学法人東北大学	32,973	14,864	19,142	66,980	17,929	5,635	7,545	31,109	966	54.4	37.9	39.4	46.4	1.44
国立大学法人宮城教育大学	153	376	248	776	135	324	207	666	2	88.5	86.3	83.4	85.8	0.29
国立大学法人秋田大学	8,768	318	2,596	11,682	5,332	212	989	6,534	135	60.8	66.7	38.1	55.9	1.15
国立大学法人山形大学	9,350	1,842	5,689	16,882	8,481	1,033	1,726	11,240	142	90.7	56.1	30.3	66.6	0.84
国立大学法人福島大学	500	1,022	285	1,807	437	779	226	1,443	14	87.4	76.2	79.3	79.8	0.76
国立大学法人茨城大学	1,214	225	1,187	2,627	600	202	414	1,216	17	49.4	89.5	34.9	46.3	0.65
国立大学法人筑波大学	8,699	1,655	9,599	19,953	8,282	1,649	4,493	14,424	1,000	95.2	99.6	46.8	72.3	5.01
国立大学法人筑波技術大学	299	190	272	760	263	189	208	660	22	88.0	99.9	76.5	86.9	2.87
国立大学法人宇都宮大学	823	837	705	2,366	627	692	456	1,775	60	76.1	82.7	64.7	75.0	2.55
国立大学法人群馬大学	12,009	455	4,298	16,762	10,261	259	3,363	13,883	273	85.4	57.0	78.2	82.8	1.63
国立大学法人埼玉大学	941	521	816	2,278	780	514	678	1,973	59	82.9	98.7	83.1	86.6	2.61
国立大学法人千葉大学	14,455	1,151	5,528	21,134	6,517	919	3,597	11,033	2,738	45.1	79.9	65.1	52.2	12.95
国立大学法人東京大学	16,450	22,708	21,223	60,381	11,218	11,996	13,458	36,672	1,072	68.2	52.8	63.4	60.7	1.78
国立大学法人東京医科歯科大学	15,469	1,916	7,016	24,401	8,121	619	2,859	11,598	188	52.5	32.3	40.7	47.5	0.77
国立大学法人東京外国語大学	268	68	404	740	192	29	234	456	6	71.8	42.8	57.9	61.5	0.76
国立大学法人東京学芸大学	566	682	1,109	2,356	469	664	559	1,692	9	82.9	97.4	50.4	71.8	0.39
国立大学法人東京農工大学	1,943	801	2,183	4,928	1,578	390	1,041	3,009	73	81.2	48.7	47.7	61.1	1.48
国立大学法人東京藝術大学	642	448	1,003	2,093	525	121	854	1,500	26	81.8	27.0	85.1	71.6	1.26
国立大学法人東京工業大学	7,438	1,659	5,381	14,477	5,492	1,578	2,345	9,415	322	73.8	95.1	43.6	65.0	2.22
国立大学法人東京海洋大学	805	432	683	1,919	682	260	415	1,357	55	84.8	60.2	60.8	70.7	2.87
国立大学法人お茶の水女子大学	810	358	821	1,989	518	354	488	1,361	37	64.0	98.8	59.5	68.4	1.86
国立大学法人電気通信大学	1,132	208	661	2,002	853	200	500	1,554	92	75.4	96.3	75.7	77.6	4.57
国立大学法人一橋大学	562	557	1,046	2,166	315	546	665	1,526	81	56.0	98.0	63.5	70.4	3.72

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
国立大学法人横浜国立大学	1,856	330	1,016	3,201	1,717	286	795	2,798	182	92.5	86.8	78.3	87.4	5.68
国立大学法人新潟大学	12,636	1,019	3,367	17,022	7,658	612	2,002	10,273	454	60.6	60.1	59.4	60.3	2.67
国立大学法人長岡技術科学大学	925	162	499	1,586	647	147	350	1,144	12	70.0	90.4	70.2	72.1	0.74
国立大学法人上越教育大学	208	66	359	634	161	36	310	507	113	77.3	54.6	86.4	80.1	17.81
国立大学法人富山大学	9,522	750	3,368	13,640	9,243	388	1,831	11,461	89	97.1	51.7	54.4	84.0	0.66
国立大学法人金沢大学	14,623	1,620	6,051	22,294	8,121	1,281	2,930	12,331	278	55.5	79.1	48.4	55.3	1.25
国立大学法人福井大学	12,106	1,402	1,774	15,282	7,348	322	872	8,543	26	60.7	23.0	49.2	55.9	0.17
国立大学法人山梨大学	9,268	2,177	3,213	14,658	6,187	1,312	1,675	9,175	110	66.8	60.3	52.1	62.6	0.75
国立大学法人信州大学	12,794	723	6,000	19,518	7,519	695	2,889	11,104	745	58.8	96.1	48.2	56.9	3.82
国立大学法人岐阜大学	9,795	897	5,449	16,140	4,487	881	2,213	7,581	317	45.8	98.2	40.6	47.0	1.97
国立大学法人静岡大学	1,597	947	913	3,458	1,287	923	779	2,988	157	80.6	97.4	85.3	86.4	4.55
国立大学法人浜松医科大学	9,294	788	3,046	13,128	4,041	324	1,203	5,568	129	43.5	41.1	39.5	42.4	0.98
国立大学法人名古屋大学	25,175	2,666	9,255	37,096	10,358	1,066	4,869	16,293	250	41.1	40.0	52.6	43.9	0.67
国立大学法人愛知教育大学	400	662	472	1,533	334	657	361	1,352	16	83.6	99.3	76.5	88.2	1.05
国立大学法人名古屋工業大学	1,717	329	1,445	3,491	1,491	316	798	2,606	83	86.9	96.0	55.3	74.6	2.39
国立大学法人豊橋技術科学大学	993	235	842	2,069	702	132	216	1,050	59	70.7	56.2	25.6	50.7	2.85
国立大学法人三重大学	6,397	1,293	1,803	9,493	3,201	1,002	461	4,664	1,130	50.0	77.5	25.6	49.1	11.90
国立大学法人滋賀大学	517	724	233	1,474	290	724	154	1,168	4	56.2	100.0	66.2	79.3	0.30
国立大学法人滋賀医科大学	10,228	1,260	2,940	14,429	5,324	1,057	1,839	8,220	304	52.0	83.9	62.5	57.0	2.11
国立大学法人京都大学	22,093	11,551	17,764	51,407	16,562	3,441	8,246	28,249	6,454	75.0	29.8	46.4	55.0	12.55
国立大学法人京都教育大学	475	98	203	776	246	98	122	467	3	51.9	100.0	60.4	60.2	0.41
国立大学法人京都工芸繊維大学	925	569	839	2,333	680	498	475	1,654	124	73.6	87.6	56.6	70.9	5.32
国立大学法人大阪大学	30,871	3,550	17,816	52,237	20,895	2,591	9,420	32,906	1,936	67.7	73.0	52.9	63.0	3.71
国立大学法人大阪教育大学	527	289	1,300	2,116	391	272	538	1,200	[0]	74.1	94.3	41.4	56.7	0.00
国立大学法人兵庫教育大学	360	101	250	710	227	97	197	521	31	63.1	96.5	78.9	73.4	4.42
国立大学法人神戸大学	20,316	1,347	6,245	27,908	16,194	1,189	2,442	19,825	490	79.7	88.3	39.1	71.0	1.76

（注1） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2） 括弧書（[ ]）は、金額が5十万円未満であることを示す。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
国立大学法人奈良教育大学	307	109	158	574	157	107	134	399	0	51.2	98.6	85.0	69.5	0.00
国立大学法人奈良女子大学	415	172	167	755	387	169	117	674	1	93.3	98.3	70.1	89.3	0.10
国立大学法人和歌山大学	639	315	329	1,283	419	311	202	932	16	65.6	98.6	61.4	72.6	1.24
国立大学法人鳥取大学	10,454	1,305	4,889	16,649	7,871	934	2,575	11,379	59	75.3	71.5	52.7	68.4	0.35
国立大学法人島根大学	8,678	1,296	2,538	12,512	3,638	872	948	5,458	13	41.9	67.3	37.4	43.6	0.10
国立大学法人岡山大学	15,959	2,046	5,635	23,640	6,898	989	2,134	10,021	552	43.2	48.3	37.9	42.4	2.34
国立大学法人広島大学	15,789	871	2,970	19,629	9,557	423	2,114	12,095	437	60.5	48.6	71.2	61.6	2.23
国立大学法人山口大学	11,090	3,304	4,908	19,301	5,560	840	2,768	9,167	117	50.1	25.4	56.4	47.5	0.61
国立大学法人徳島大学	11,976	1,065	4,364	17,405	6,356	906	1,589	8,852	57	53.1	85.1	36.4	50.9	0.32
国立大学法人鳴門教育大学	320	154	78	552	279	135	70	484	5	87.2	87.3	90.1	87.6	0.98
国立大学法人香川大学	6,810	2,149	2,529	11,488	6,184	460	2,050	8,695	29	90.8	21.4	81.1	75.7	0.25
国立大学法人愛媛大学	10,797	1,755	3,185	15,737	8,231	756	2,025	11,012	224	76.2	43.1	63.6	70.0	1.42
国立大学法人高知大学	7,422	1,119	6,658	15,199	6,103	808	6,263	13,174	25	82.2	72.2	94.1	86.7	0.17
国立大学法人福岡教育大学	312	224	281	817	246	223	167	636	93	78.9	99.7	59.5	77.9	11.43
国立大学法人九州大学	29,339	6,483	11,964	47,785	17,571	4,958	8,041	30,571	44	59.9	76.5	67.2	64.0	0.09
国立大学法人九州工業大学	939	258	1,360	2,557	745	249	786	1,780	41	79.3	96.4	57.8	69.6	1.59
国立大学法人佐賀大学	8,762	361	3,436	12,560	4,888	277	1,371	6,536	13	55.8	76.6	39.9	52.0	0.10
国立大学法人長崎大学	11,000	546	11,238	22,784	7,859	520	1,753	10,132	434	71.4	95.2	15.6	44.5	1.90
国立大学法人熊本大学	26,510	2,048	7,023	35,581	19,967	1,630	5,597	27,193	262	75.3	79.6	79.7	76.4	0.74
国立大学法人大分大学	8,479	921	1,164	10,564	4,692	703	504	5,900	22	55.3	76.3	43.3	55.8	0.21
国立大学法人宮崎大学	9,662	574	3,440	13,676	8,324	562	3,023	11,908	25	86.2	97.8	87.9	87.1	0.18
国立大学法人鹿児島大学	11,852	3,394	4,943	20,189	5,118	459	3,190	8,767	108	43.2	13.5	64.5	43.4	0.53
国立大学法人鹿屋体育大学	388	128	218	734	347	112	126	585	29	89.5	87.2	58.1	79.8	3.94
国立大学法人琉球大学	9,352	975	2,568	12,894	8,791	955	2,478	12,223	32	94.0	98.0	96.5	94.8	0.24
国立大学法人政策研究大学院大学	110	35	481	625	82	[0]	156	238	12	74.9	1.0	32.5	38.1	1.88
国立大学法人総合研究大学院大学	86	29	181	296	46	23	114	183	1	53.6	80.9	63.1	62.0	0.19

（注1） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2） 括弧書（[ ]）は、金額が5十万円未満であることを示す。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	727	212	438	1,377	542	211	266	1,020	55	74.6	99.3	60.8	74.0	4.03
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,052	252	668	1,972	848	59	514	1,420	168	80.6	23.3	76.9	72.0	8.52
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,032	899	2,222	4,153	752	235	1,310	2,297	85	72.9	26.1	59.0	55.3	2.05
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,567	1,155	5,797	11,520	3,388	681	1,689	5,759	165	74.2	58.9	29.1	50.0	1.43
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,602	392	7,041	10,035	1,864	256	3,482	5,602	151	71.7	65.2	49.5	55.8	1.50
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	6,213	951	7,730	14,894	3,937	710	3,146	7,794	279	63.4	74.7	40.7	52.3	1.87
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	65	47	192	304	41	47	61	150	[0]	63.1	100.0	32.0	49.3	0.02
独立行政法人教員研修センター	80	152	391	624	59	62	238	359	36	73.9	40.6	60.9	57.6	5.80
独立行政法人大学入試センター	100	978	494	1,572	49	961	169	1,180	34	49.4	98.2	34.3	75.0	2.19
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,240	1,114	2,216	4,570	547	976	1,215	2,738	40	44.1	87.6	54.9	59.9	0.88
独立行政法人国立女性教育会館	65	16	162	243	29	10	116	155	70	45.2	65.0	71.2	63.9	28.76
独立行政法人国立科学博物館	247	52	879	1,178	199	39	202	440	38	80.4	75.4	23.0	37.3	3.24
独立行政法人国立美術館	956	404	2,593	3,952	385	138	950	1,473	84	40.3	34.1	36.7	37.3	2.13
独立行政法人国立文化財機構	1,612	804	3,041	5,456	772	378	1,369	2,518	15	47.9	47.0	45.0	46.1	0.27
独立行政法人日本スポーツ振興センター	457	195	897	1,549	376	129	461	966	5	82.2	66.3	51.4	62.4	0.34
独立行政法人日本芸術文化振興会	280	1,242	2,402	3,924	237	646	1,625	2,509	87	84.8	52.0	67.7	63.9	2.21
独立行政法人日本学術振興会	202	0	1,737	1,939	179	0	439	618	4	88.6	0.0	25.3	31.9	0.21
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	99	20	257	376	79	12	114	205	5	79.3	61.9	44.4	54.5	1.42
独立行政法人日本学生支援機構	965	206	5,543	6,715	112	105	2,831	3,048	32	11.6	50.8	51.1	45.4	0.47
独立行政法人国立高等専門学校機構	5,852	5,993	4,537	16,381	4,562	5,754	2,962	13,277	594	78.0	96.0	65.3	81.0	3.63
国立研究開発法人物質・材料研究機構	4,300	840	2,625	7,765	3,165	123	1,416	4,704	374	73.6	14.6	53.9	60.6	4.82
国立研究開発法人防災科学技術研究所	466	52	639	1,157	393	50	349	791	45	84.2	96.8	54.5	68.4	3.93
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	5,209	1,278	15,202	21,689	3,230	202	4,792	8,225	267	62.0	15.8	31.5	37.9	1.23
国立研究開発法人科学技術振興機構	1,545	314	7,843	9,702	974	148	3,439	4,561	218	63.0	47.2	43.8	47.0	2.24
国立研究開発法人理化学研究所	15,529	3,903	21,765	41,197	12,363	1,987	7,501	21,851	1,642	79.6	50.9	34.5	53.0	3.99
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	7,473	3,427	102,500	113,399	4,126	2,229	14,369	20,725	1,827	55.2	65.1	14.0	18.3	1.61

（注1） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2） 括弧書（[ ]）は、金額が5十万円未満であることを示す。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
国立研究開発法人海洋研究開発機構	4,093	2,914	14,728	21,735	2,138	340	12,233	14,712	12	52.2	11.7	83.1	67.7	0.05
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	9,839	1,625	23,811	35,275	7,184	1,280	14,118	22,581	208	73.0	78.8	59.3	64.0	0.59
日本私立学校振興・共済事業団	3,169	1,962	8,635	13,766	459	699	2,140	3,298	34	14.5	35.6	24.8	24.0	0.25
厚生労働省所管計	442,850	136,260	252,094	831,204	175,914	44,422	109,900	330,236	41,949	39.7	32.6	43.6	39.7	5.05
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	1,179	31	1,580	2,790	1,037	31	1,017	2,085	135	88.0	100.0	64.3	74.7	4.85
独立行政法人労働者健康安全機構	86,239	5,642	35,049	126,930	31,567	1,791	14,070	47,429	6,032	36.6	31.7	40.1	37.4	4.75
年金積立金管理運用独立行政法人	18	0	719	738	10	0	397	407	381	55.0	0.0	55.2	55.2	51.61
独立行政法人勤労者退職金共済機構	170	0	1,925	2,094	94	0	1,502	1,595	2	55.1	0.0	78.0	76.2	0.08
独立行政法人福祉医療機構	62	0	587	649	47	0	325	373	1	76.4	0.0	55.4	57.4	0.08
独立行政法人労働政策研究・研修機構	162	164	439	765	130	42	276	448	1	79.9	25.7	63.0	58.6	0.18
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	238	260	457	956	198	256	142	597	14	83.3	98.7	31.0	62.4	1.45
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,673	3,655	9,269	21,597	6,996	3,573	5,265	15,833	1,036	80.7	97.7	56.8	73.3	4.80
独立行政法人国立病院機構	188,741	93,211	89,519	371,471	54,848	33,327	31,621	119,797	24,766	29.1	35.8	35.3	32.2	6.67
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	194	15	2,335	2,545	53	0	1,169	1,221	53	27.1	0.0	50.1	48.0	2.08
独立行政法人地域医療機能推進機構	79,314	15,854	43,290	138,458	26,625	1,160	13,957	41,742	559	33.6	7.3	32.2	30.1	0.40
日本年金機構	11,924	1,764	39,081	52,768	5,916	1,312	23,232	30,460	948	49.6	74.4	59.4	57.7	1.80
国立研究開発法人国立がん研究センター	27,658	13,938	10,783	52,379	26,820	2,729	6,627	36,176	7,028	97.0	19.6	61.5	69.1	13.42
国立循環器病研究センター	11,373	52	2,991	14,417	9,571	50	1,419	11,040	236	84.1	97.1	47.4	76.6	1.64
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	4,438	43	2,785	7,266	927	17	1,471	2,416	19	20.9	39.9	52.8	33.2	0.27
国立国際医療研究センター	14,543	891	7,279	22,713	7,134	21	4,801	11,955	569	49.1	2.3	66.0	52.6	2.51
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	5,908	737	2,489	9,133	3,064	111	1,588	4,763	24	51.9	15.0	63.8	52.2	0.26
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,015	3	1,516	3,534	876	1	1,021	1,898	144	43.5	52.9	67.4	53.7	4.06
農林水産省所管計	20,639	54,659	35,950	111,249	13,302	14,117	19,361	46,780	671	64.4	25.8	53.9	42.1	0.60
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	420	72	371	863	263	69	180	512	17	62.5	95.9	48.6	59.3	2.01
独立行政法人家畜改良センター	1,498	725	568	2,790	896	692	242	1,830	18	59.8	95.4	42.6	65.6	0.65
国立研究開発法人水産研究・教育機構	3,481	634	3,823	7,938	2,292	599	2,994	5,885	398	65.8	94.6	78.3	74.1	5.01

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額(C)	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	6,217	2,383	4,634	13,234	5,366	1,634	2,300	9,300	170	86.3	68.6	49.6	70.3	1.29
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	353	100	172	625	323	100	129	553	5	91.6	100.0	75.0	88.4	0.76
国立研究開発法人森林総合研究所	1,499	472	1,738	3,709	1,352	311	1,153	2,817	17	90.2	66.0	66.3	75.9	0.47
独立行政法人農畜産業振興機構	106	15	774	894	71	15	293	379	16	67.2	100	37.9	42.4	1.82
独立行政法人農業者年金基金	97	0	60	157	50	0	19	69	[0]	51.3	0.0	31.6	43.7	0.27
独立行政法人農林漁業信用基金	50	0	226	275	13	0	137	150	[0]	25.7	0.0	60.7	54.4	0.00
日本中央競馬会	6,919	50,259	23,584	80,762	2,676	10,698	11,914	25,287	28	38.7	21.3	50.5	31.3	0.04
経済産業省所管計	23,096	5,650	30,237	58,984	14,272	3,226	13,451	30,950	1,674	61.8	57.1	44.5	52.5	2.84
独立行政法人経済産業研究所	37	0	109	147	28	0	70	98	4	73.8	0.0	63.9	66.4	2.67
独立行政法人工業所有権情報・研修館	87	0	820	907	41	0	599	640	23	47.3	0.0	73.0	70.6	2.51
独立行政法人日本貿易保険	146	0	304	450	91	0	10	101	1	62.2	0.0	3.4	22.5	0.17
国立研究開発法人産業技術総合研究所	20,097	3,080	11,798	34,974	12,455	1,192	7,154	20,801	1,210	62.0	38.7	60.6	59.5	3.46
独立行政法人製品評価技術基盤機構	561	1,136	549	2,246	476	986	329	1,791	102	84.7	86.8	60.0	79.7	4.52
独立行政法人情報処理推進機構	566	5	6,050	6,621	261	0	441	701	31	46.0	0	7.3	10.6	0.48
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	108	94	676	878	53	0	153	207	16	49.4	0	22.7	23.5	1.83
独立行政法人日本貿易振興機構	231	133	2,569	2,933	109	123	716	949	128	47.4	92.7	27.9	32.3	4.37
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	633	849	3,510	4,991	192	678	1,978	2,847	71	30.3	79.9	56.3	57.0	1.43
独立行政法人中小企業基盤整備機構	629	354	3,852	4,835	567	247	2,000	2,814	88	90.1	69.8	51.9	58.2	1.82
国土交通省所管計	12,045	652,003	129,333	793,380	5,615	244,290	42,639	292,544	5,268	46.6	37.5	33.0	36.9	0.66
国立研究開発法人土木研究所	680	105	2,215	3,001	483	105	1,471	2,059	101	71.0	100.0	66.4	68.6	3.37
国立研究開発法人建築研究所	196	158	421	775	110	131	190	432	18	56.2	83.0	45.1	55.7	2.36
独立行政法人水資源機構	1,123	20,958	11,635	33,716	873	14,544	9,457	24,873	154	77.7	69.4	81.3	73.8	0.46
独立行政法人都市再生機構	1,802	264,464	65,890	332,156	753	125,081	14,758	140,592	2,063	41.8	47.3	22.4	42.3	0.62
独立行政法人奄美群島振興開発基金	3	0	1	4	1	0	1	2	0	51.1	0.0	100.0	62.9	0.00
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	62	0	84	146	41	0	40	81	0	66.7	0.0	47.4	55.5	0.00
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	884	413	2,482	3,779	661	210	987	1,858	188	74.8	50.7	39.8	49.2	4.98

（注1） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2） 括弧書（[ ]）は、金額が5十万円未満であることを示す。

平成28年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				新規中小企業者向け契約実績額（C）	B／A (%)				C／A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
独立行政法人海技教育機構	598	316	646	1,559	221	307	292	821	4	37.0	97.2	45.2	52.6	0.26
独立行政法人航空大学校	218	35	1,270	1,523	211	25	87	323	2	97.0	73.0	6.8	21.2	0.10
独立行政法人自動車技術総合機構	2,958	1,252	2,757	6,967	550	1,129	761	2,440	113	18.6	90.2	27.6	35.0	1.62
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,264	362,154	16,832	381,250	774	102,482	3,003	106,260	2,018	34.2	28.3	17.8	27.9	0.53
独立行政法人国際観光振興機構	96	59	5,283	5,438	87	0	1,354	1,442	157	91.0	0.0	25.6	26.5	2.90
独立行政法人自動車事故対策機構	711	50	438	1,199	571	46	318	935	13	80.3	92.7	72.6	78.0	1.07
独立行政法人空港周辺整備機構	3	95	44	142	1	89	22	112	0	34.5	93.6	49.2	78.5	0.00
独立行政法人住宅金融支援機構	450	1,944	19,332	21,726	276	139	9,899	10,314	437	61.4	7.2	51.2	47.5	2.01
環境省所管計	2,296	500	8,708	11,504	1,363	130	2,365	3,857	152	59.4	26.0	27.2	33.5	1.32
国立研究開発法人国立環研究所	2,130	498	8,002	10,630	1,251	129	2,171	3,551	138	58.7	25.8	27.1	33.4	1.30
独立行政法人環境再生保全機構	166	2	706	874	112	1	193	306	14	67.4	61.4	27.3	35.0	1.63
防衛省所管														
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	334	0	110	444	315	0	21	336	1	94.3	0.0	18.8	75.6	0.31

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成28年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額 (B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
内閣府所管計	535	356	6,294	7,185	362	271	2,377	3,010	67.7	76.0	37.8	41.9
独立行政法人国立公文書館	46	2	567	614	18	2	192	212	40.1	100.0	33.8	34.5
独立行政法人北方領土問題対策協会	25	0	332	357	22	0	195	217	88.0	0.0	58.6	60.6
独立行政法人国民生活センター	55	96	366	516	40	70	98	208	73.2	72.9	26.8	40.3
沖縄振興開発金融公庫	121	168	2,120	2,409	69	164	718	951	57.1	97.9	33.9	39.5
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	289	90	2,910	3,289	213	35	1,175	1,422	73.7	38.2	40.4	43.2
総務省所管計	9,247	413	17,123	26,782	5,100	237	9,981	15,318	55.1	57.5	58.3	57.2
国立研究開発法人情報通信研究機構	9,196	411	13,212	22,819	5,058	235	9,037	14,330	55.0	57.3	68.4	62.8
独立行政法人統計センター	49	2	3,511	3,562	40	2	788	830	82.6	100.0	22.4	23.3
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	399	402	2	0	157	158	71.2	0.0	39.2	39.4
法務省所管												
日本司法支援センター	123	21	702	846	84	17	285	386	67.8	82.5	40.6	45.6
外務省所管計	3,074	700	18,157	21,931	2,222	272	11,988	14,482	72.3	38.8	66.0	66.0
独立行政法人国際協力機構	3,061	695	18,096	21,852	2,210	268	11,944	14,422	72.2	38.6	66.0	66.0
独立行政法人国際交流基金	13	5	61	79	12	4	44	60	89.9	70.7	72.8	75.5
財務省所管計	13,194	3,510	7,068	23,773	6,514	2,163	2,369	11,046	49.4	61.6	33.5	46.5
独立行政法人酒類総合研究所	202	34	146	383	156	33	79	268	77.2	97.3	53.8	70.0
独立行政法人造幣局	6,364	903	2,785	10,053	2,845	126	738	3,709	44.7	14.0	26.5	36.9
独立行政法人国立印刷局	6,628	2,573	4,136	13,337	3,513	2,004	1,552	7,069	53.0	77.9	37.5	53.0
文部科学省所管計	691,010	158,788	503,915	1,353,713	478,633	106,308	268,321	853,261	69.3	66.9	53.2	63.0
国立大学法人北海道大学	16,548	1,960	4,928	23,436	10,590	1,549	3,351	15,490	64.0	79.0	68.0	66.1
国立大学法人北海道教育大学	1,077	259	627	1,963	864	250	487	1,601	80.2	96.5	77.7	81.6
国立大学法人室蘭工業大学	769	278	493	1,540	490	276	261	1,027	63.8	99.2	53.0	66.7
国立大学法人小樽商科大学	167	310	276	754	93	310	249	652	55.7	100.0	90.0	86.5
国立大学法人帯広畜産大学	620	185	325	1,130	465	178	220	863	75.0	96.2	67.7	76.4
国立大学法人旭川医科大学	9,564	684	3,013	13,261	6,148	245	1,171	7,565	64.3	35.8	38.9	57.0

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
国立大学法人北見工業大学	386	467	332	1,185	226	464	197	887	58.5	99.3	59.5	74.9
国立大学法人弘前大学	10,525	1,889	2,834	15,248	7,567	1,035	2,072	10,674	71.9	54.8	73.1	70.0
国立大学法人岩手大学	1,367	427	855	2,649	1,129	392	661	2,182	82.6	91.8	77.3	82.4
国立大学法人東北大学	35,014	13,593	17,321	65,929	24,195	5,900	9,648	39,742	69.1	43.4	55.7	60.3
国立大学法人宮城教育大学	127	263	156	545	99	250	119	468	78.2	95.0	76.6	85.9
国立大学法人秋田大学	8,767	1,270	2,525	12,562	5,669	720	1,022	7,411	64.7	56.7	40.5	59.0
国立大学法人山形大学	9,585	1,852	9,187	20,624	8,699	1,040	1,772	11,511	90.8	56.2	19.3	55.8
国立大学法人福島大学	500	342	285	1,127	437	260	226	923	87.4	76.0	79.3	81.9
国立大学法人茨城大学	1,213	399	1,197	2,810	850	375	653	1,878	70.0	93.8	54.6	66.8
国立大学法人筑波大学	8,699	1,324	9,599	19,622	8,282	1,319	5,253	14,854	95.2	99.6	54.7	75.7
国立大学法人筑波技術大学	313	63	284	660	271	59	246	576	86.5	94.0	86.5	87.2
国立大学法人宇都宮大学	816	664	803	2,283	685	608	568	1,861	83.9	91.6	70.8	81.5
国立大学法人群馬大学	11,970	943	4,167	17,080	10,424	897	3,648	14,969	87.1	95.2	87.6	87.6
国立大学法人埼玉大学	864	895	817	2,576	723	889	654	2,266	83.7	99.3	80.1	88.0
国立大学法人千葉大学	14,300	1,200	5,500	21,000	10,750	960	4,230	15,940	75.2	80.0	76.9	75.9
国立大学法人東京大学	16,450	22,708	21,223	60,381	13,160	18,166	16,978	48,305	80.0	80.0	80.0	80.0
国立大学法人東京医科歯科大学	15,706	817	7,105	23,628	11,930	353	3,785	16,068	76.0	43.2	53.3	68.0
国立大学法人東京外国語大学	61	15	92	168	43	11	64	118	70.0	70.0	70.0	70.0
国立大学法人東京学芸大学	560	249	806	1,614	488	242	541	1,270	87.1	97.4	67.1	78.7
国立大学法人東京農工大学	1,158	477	1,301	2,936	1,108	400	788	2,296	95.7	83.8	60.6	78.2
国立大学法人東京藝術大学	689	456	852	1,997	563	278	709	1,550	81.7	61.0	83.2	77.6
国立大学法人東京工業大学	6,934	3,528	2,985	13,447	5,505	2,498	2,059	10,061	79.4	70.8	69.0	74.8
国立大学法人東京海洋大学	1,151	644	506	2,301	1,116	586	468	2,170	97.0	91.0	92.4	94.3
国立大学法人お茶の水女子大学	814	508	973	2,295	611	504	763	1,878	75.0	99.2	78.4	81.8
国立大学法人電気通信大学	1,150	666	662	2,478	870	560	500	1,930	75.7	84.1	75.5	77.9
国立大学法人一橋大学	562	557	1,046	2,166	315	546	665	1,526	56.0	98.0	63.5	70.4

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
国立大学法人横浜国立大学	1,983	1,198	1,029	4,211	1,912	1,177	798	3,888	96.4	98.2	77.6	92.3
国立大学法人新潟大学	12,580	1,020	3,400	17,000	7,485	806	2,098	10,389	59.5	79.0	61.7	61.1
国立大学法人長岡技術科学大学	1,475	1,030	585	3,090	1,034	932	411	2,377	70.1	90.5	70.3	76.9
国立大学法人上越教育大学	208	66	359	633	177	56	305	538	85.0	85.0	85.0	85.0
国立大学法人富山大学	10,115	958	3,067	14,140	9,396	680	2,200	12,277	92.9	71.1	71.7	86.8
国立大学法人金沢大学	15,943	198	5,492	21,633	9,069	198	2,895	12,162	56.9	100.0	52.7	56.2
国立大学法人福井大学	11,053	1,859	1,836	14,747	7,206	1,150	1,230	9,586	65.2	61.9	67.0	65.0
国立大学法人山梨大学	8,488	1,994	2,943	13,425	6,428	1,364	1,740	9,532	75.7	68.4	59.1	71.0
国立大学法人信州大学	12,838	1,466	2,150	16,454	9,757	1,251	1,333	12,340	76.0	85.3	62.0	75.0
国立大学法人岐阜大学	9,577	957	3,938	14,472	4,597	944	2,288	7,829	48.0	98.7	58.1	54.1
国立大学法人静岡大学	1,600	1,077	1,241	3,918	1,290	969	1,104	3,364	80.6	90.0	89.0	85.9
国立大学法人浜松医科大学	7,585	2,123	1,538	11,246	4,670	2,079	808	7,557	61.6	97.9	52.5	67.2
国立大学法人名古屋大学	25,315	2,841	9,332	37,488	14,770	1,137	5,311	21,218	58.3	40.0	56.9	56.6
国立大学法人愛知教育大学	400	662	472	1,533	334	657	361	1,352	83.6	99.3	76.5	88.2
国立大学法人名古屋工業大学	1,717	329	1,445	3,491	1,386	266	1,166	2,817	80.7	80.7	80.7	80.7
国立大学法人豊橋技術科学大学	996	235	845	2,076	598	132	549	1,279	60.0	56.2	65.0	61.6
国立大学法人三重大学	6,397	1,293	1,803	9,493	3,201	1,002	461	4,664	50.0	77.5	25.6	49.1
国立大学法人滋賀大学	517	724	233	1,474	439	724	186	1,349	85.0	100.0	80.0	91.6
国立大学法人滋賀医科大学	10,817	313	3,200	14,330	6,031	296	2,171	8,498	55.8	94.5	67.8	59.3
国立大学法人京都大学	22,093	11,551	17,764	51,407	17,521	3,635	8,711	29,868	79.3	31.5	49.0	58.1
国立大学法人京都教育大学	475	182	203	860	246	182	122	551	51.9	100.0	60.4	64.1
国立大学法人京都工芸繊維大学	924	416	807	2,146	688	371	465	1,523	74.5	89.1	57.6	71.0
国立大学法人大阪大学	31,410	3,189	15,634	50,233	22,678	2,363	8,828	33,869	72.2	74.1	56.5	67.4
国立大学法人大阪教育大学	503	372	1,332	2,206	383	359	943	1,686	76.3	96.6	70.8	76.4
国立大学法人兵庫教育大学	214	132	386	732	175	132	323	629	81.5	100.0	83.5	85.9
国立大学法人神戸大学	20,370	1,350	6,262	27,983	16,238	1,192	2,449	19,878	79.7	88.3	39.1	71.0

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
国立大学法人奈良教育大学	382	148	260	790	271	147	182	600	70.8	99.4	70.0	75.9
国立大学法人奈良女子大学	367	172	154	693	341	169	130	640	93.1	98.3	84.2	92.4
国立大学法人和歌山大学	629	194	324	1,148	413	191	199	803	65.6	98.6	61.4	70.0
国立大学法人鳥取大学	10,454	1,305	4,889	16,649	6,889	860	3,222	10,972	65.9	65.9	65.9	65.9
国立大学法人島根大学	8,852	1,322	2,588	12,762	3,718	889	968	5,575	42.0	67.3	37.4	43.7
国立大学法人岡山大学	16,506	5,178	6,377	28,061	8,143	2,104	2,941	13,189	49.3	40.6	46.1	47.0
国立大学法人広島大学	16,254	595	3,057	19,906	10,183	417	2,140	12,740	62.7	70.0	70.0	64.0
国立大学法人山口大学	11,555	2,532	4,906	18,993	8,147	2,168	3,159	13,474	70.5	85.6	64.4	70.9
国立大学法人徳島大学	12,087	1,070	4,402	17,559	7,754	799	2,203	10,756	64.1	74.6	50.0	61.3
国立大学法人鳴門教育大学	281	135	68	485	245	118	62	425	87.3	87.4	90.2	87.7
国立大学法人香川大学	6,707	2,720	2,491	11,918	6,097	743	2,023	8,863	90.9	27.3	81.2	74.4
国立大学法人愛媛大学	10,797	1,755	3,185	15,737	8,235	790	2,030	11,055	76.3	45.0	63.7	70.2
国立大学法人高知大学	5,766	869	5,172	11,808	4,742	628	4,866	10,235	82.2	72.2	94.1	86.7
国立大学法人福岡教育大学	419	151	377	947	335	151	264	750	80.0	100.0	70.0	79.2
国立大学法人九州大学	28,656	5,342	9,755	43,753	18,037	5,221	7,500	30,758	62.9	97.7	76.9	70.3
国立大学法人九州工業大学	957	292	1,386	2,635	766	282	804	1,852	80.0	96.6	58.0	70.3
国立大学法人佐賀大学	8,762	1,000	3,436	13,199	5,257	1,000	2,062	8,319	60.0	100.0	60.0	63.0
国立大学法人長崎大学	11,003	823	5,941	17,767	9,228	797	3,531	13,557	83.9	96.8	59.4	76.3
国立大学法人熊本大学	18,804	4,601	6,054	29,460	13,801	4,303	4,847	22,950	73.4	93.5	80.1	77.9
国立大学法人大分大学	8,468	469	1,144	10,081	4,698	456	484	5,639	55.5	97.3	42.3	55.9
国立大学法人宮崎大学	10,160	815	3,315	14,291	8,580	769	2,693	12,041	84.4	94.3	81.2	84.3
国立大学法人鹿児島大学	13,425	3,845	5,599	22,869	7,160	642	4,463	12,265	53.3	16.7	79.7	53.6
国立大学法人鹿屋体育大学	221	150	214	585	204	131	135	470	92.5	87.2	63.1	80.4
国立大学法人琉球大学	9,352	975	2,568	12,894	8,230	858	2,259	11,347	88.0	88.0	88.0	88.0
国立大学法人政策研究大学院大学	329	10	629	968	193	6	370	569	58.8	58.8	58.8	58.8
国立大学法人総合研究大学院大学	86	29	181	296	46	23	114	183	53.6	80.9	63.1	62.0

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	683	278	487	1,449	534	278	335	1,146	78.1	100.0	68.7	79.1
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,052	252	668	1,972	848	59	514	1,420	80.6	23.3	76.9	72.0
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,016	904	2,129	4,049	833	677	1,419	2,930	82.0	74.9	66.7	72.4
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,638	1,160	5,898	11,697	3,436	685	1,707	5,828	74.1	59.0	28.9	49.8
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,563	386	6,938	9,887	1,837	252	3,431	5,520	71.7	65.2	49.5	55.8
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	6,018	630	9,557	16,205	3,719	275	5,275	9,270	61.8	43.7	55.2	57.2
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	78	43	201	322	58	43	175	276	74.5	100.0	87.1	85.7
独立行政法人教職員支援機構	80	152	391	624	59	62	238	359	73.9	40.6	60.9	57.6
独立行政法人大学入試センター	89	80	614	784	40	80	489	609	45.2	100.0	79.6	77.7
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,112	999	1,987	4,099	491	875	1,090	2,455	44.1	87.5	54.8	59.9
独立行政法人国立女性教育会館	64	30	148	242	30	25	110	165	46.9	83.3	74.3	68.2
独立行政法人国立科学博物館	248	52	885	1,185	199	39	570	809	80.4	75.4	64.4	68.2
独立行政法人国立美術館	843	598	2,516	3,957	428	145	1,114	1,687	50.7	24.3	44.3	42.6
独立行政法人国立文化財機構	1,377	687	2,599	4,663	923	178	1,318	2,420	67.0	25.9	50.7	51.9
独立行政法人日本スポーツ振興センター	457	195	897	1,549	376	129	461	966	82.2	66.3	51.4	62.4
独立行政法人日本芸術文化振興会	199	1,185	2,618	4,001	184	505	2,057	2,746	92.6	42.6	78.6	68.6
独立行政法人日本学術振興会	200	0	1,720	1,920	106	0	912	1,017	53.0	0.0	53.0	53.0
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	65	8	239	312	60	7	120	186	91.6	84.9	50.1	59.6
独立行政法人日本学生支援機構	1,108	243	6,358	7,709	444	97	2,546	3,087	40.0	40.0	40.0	40.0
独立行政法人国立高等専門学校機構	5,684	3,933	4,042	13,659	4,475	3,748	2,885	11,108	78.7	95.3	71.4	81.3
国立研究開発法人物質・材料研究機構	2,241	438	1,368	4,046	1,737	68	777	2,582	77.5	15.4	56.8	63.8
国立研究開発法人防災科学技術研究所	1,181	371	1,823	3,375	827	260	911	1,998	70.0	70.0	50.0	59.2
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	5,209	1,278	15,202	21,689	3,230	202	4,792	8,225	62.0	15.8	31.5	37.9
国立研究開発法人科学技術振興機構	1,505	57	7,419	8,981	961	18	3,455	4,434	63.9	31.0	46.6	49.4
国立研究開発法人理化学研究所	16,000	3,000	22,000	41,000	11,400	1,500	10,306	23,206	71.3	50.0	46.8	56.6
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	9,948	3,622	92,648	106,218	6,101	2,631	27,329	36,061	61.3	72.6	29.5	34.0

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
国立研究開発法人海洋研究開発機構	8,109	699	10,627	19,435	2,846	249	10,060	13,155	35.1	35.6	94.7	67.7
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	10,600	1,750	25,652	38,002	7,738	1,379	15,204	24,321	73.0	78.8	59.3	64.0
日本私立学校振興・共済事業団	3,344	1,830	7,444	12,618	924	1,005	1,785	3,714	27.6	54.9	24.0	29.4
厚生労働省所管計	424,167	122,572	237,729	784,468	192,216	50,076	113,594	355,886	45.3	40.9	47.8	45.4
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	719	34	959	1,712	611	31	719	1,361	85.0	90.0	75.0	79.5
独立行政法人労働者健康安全機構	88,233	5,961	36,135	130,328	38,749	2,199	17,271	58,219	43.9	36.9	47.8	44.7
年金積立金管理運用独立行政法人	18	0	1,154	1,172	10	0	637	647	55.0	0.0	55.2	55.2
独立行政法人勤労者退職金共済機構	158	0	1,796	1,954	88	0	1,407	1,495	55.4	0.0	78.4	76.5
独立行政法人福祉医療機構	69	0	658	727	55	0	389	445	80.1	0.0	59.2	61.2
独立行政法人労働政策研究・研修機構	162	205	439	807	127	130	281	538	78.1	63.3	64.0	66.7
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	238	260	457	956	209	260	145	614	87.8	100.0	31.6	64.2
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,513	3,224	9,088	20,825	6,945	3,044	5,276	15,265	81.6	94.4	58.1	73.3
独立行政法人国立病院機構	188,741	93,211	89,519	371,471	64,629	39,270	37,260	141,159	34.2	42.1	41.6	38.0
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	305	21	2,441	2,766	138	6	1,223	1,367	45.2	29.7	50.1	49.4
独立行政法人地域医療機能推進機構	63,072	1,880	26,638	91,590	24,205	518	9,806	34,530	38.4	27.6	36.8	37.7
日本年金機構	8,009	2,152	40,691	50,852	5,695	1,271	22,375	29,342	71.1	59.1	55.0	57.7
国立研究開発法人国立がん研究センター	27,658	13,938	10,783	52,379	26,838	2,729	6,627	36,194	97.0	19.6	61.5	69.1
国立循環器病研究センター	11,373	52	2,991	14,417	9,571	50	1,419	11,040	84.1	97.1	47.4	76.6
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	4,438	43	2,785	7,266	1,909	21	1,136	3,066	43.0	49.7	40.8	42.2
国立国際医療研究センター	14,543	891	7,279	22,713	7,134	21	4,801	11,955	49.1	2.3	66.0	52.6
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	5,900	700	2,400	9,000	4,425	525	1,800	6,750	75.0	75.0	75.0	75.0
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,016	0	1,516	3,532	878	0	1,023	1,901	43.6	0.0	67.5	53.8
農林水産省所管計	20,798	53,410	36,409	110,616	13,782	26,056	21,073	60,911	66.3	48.8	57.9	55.1
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	578	132	602	1,312	418	122	249	790	72.4	92.5	41.3	60.2
独立行政法人家畜改良センター	1,562	439	501	2,502	963	425	260	1,649	61.7	96.9	51.9	65.9
国立研究開発法人水産研究・教育機構	3,485	630	4,163	8,278	2,375	578	3,260	6,213	68.1	91.7	78.3	75.1

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	6,000	1,706	4,617	12,323	4,913	1,300	2,685	8,898	81.9	76.2	58.2	72.2
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	335	73	209	617	307	72	133	511	91.4	98.7	63.6	82.9
国立研究開発法人森林研究・整備機構	1,632	406	2,167	4,205	1,393	354	1,445	3,192	85.4	87.0	66.7	75.9
独立行政法人農畜産業振興機構	106	23	636	765	61	5	279	345	57.8	21.0	43.8	45.1
独立行政法人農業者年金基金	66	0	267	333	37	0	111	147	55.4	0.0	41.5	44.3
独立行政法人農林漁業信用基金	34	0	247	281	15	0	151	166	44.5	0.0	61.1	59.1
日本中央競馬会	7,000	50,000	23,000	80,000	3,300	23,200	12,500	39,000	47.1	46.4	54.3	48.8
経済産業省所管計	12,498	5,095	32,208	49,800	8,613	3,208	15,084	26,904	68.9	63.0	46.8	54.0
独立行政法人経済産業研究所	40	0	110	150	29	0	71	100	73.3	0.0	64.1	66.5
独立行政法人工業所有権情報・研修館	142	0	1,113	1,255	90	0	800	891	63.4	0.0	71.9	71.0
国立研究開発法人産業技術総合研究所	9,676	2,482	14,275	26,433	6,722	1,385	7,640	15,746	69.5	55.8	53.5	59.6
独立行政法人製品評価技術基盤機構	600	700	1,100	2,400	404	452	787	1,644	67.4	64.6	71.6	68.5
独立行政法人情報処理推進機構	566	5	6,050	6,621	261	0	441	701	46.0	0.0	7.3	10.6
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	107	93	669	869	53	19	363	434	49.4	20.2	54.2	50.0
独立行政法人日本貿易振興機構	228	123	2,515	2,866	111	123	762	996	48.9	100.0	30.3	34.8
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	539	1,118	2,877	4,534	397	824	2,120	3,342	73.7	73.7	73.7	73.7
独立行政法人中小企業基盤整備機構	600	573	3,500	4,673	545	405	2,100	3,050	90.8	70.7	60.0	65.3
国土交通省所管計	17,502	528,895	118,197	664,594	6,736	190,594	42,288	239,618	38.5	36.0	35.8	36.1
国立研究開発法人土木研究所	584	225	2,321	3,130	429	165	1,627	2,221	73.5	73.3	70.1	71.0
国立研究開発法人建築研究所	172	139	370	681	126	83	168	378	73.5	60.0	45.5	55.5
独立行政法人水資源機構	1,501	21,745	12,638	35,884	933	14,932	10,310	26,175	62.2	68.7	81.6	72.9
独立行政法人都市再生機構	1,802	264,464	73,161	339,427	753	125,081	18,227	144,061	41.8	47.3	24.9	42.4
独立行政法人奄美群島振興開発基金	6	0	1	7	6	0	1	7	100.0	0.0	100.0	100.0
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	26	0	81	106	13	0	44	56	49.0	0.0	54.4	53.1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	837	333	1,958	3,128	610	248	923	1,782	73.0	74.5	47.1	57.0
独立行政法人海技教育機構	504	176	542	1,223	186	173	233	592	36.8	98.3	43.0	48.4

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

（単位：百万円）

公庫等名	官公需予算総額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約目標額(B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
独立行政法人航空大学校	236	38	1,374	1,648	229	28	94	350	97.0	73.0	6.8	21.2
独立行政法人自動車技術総合機構	2,692	1,282	2,156	6,130	471	1,199	701	2,370	17.5	93.5	32.5	38.7
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	8,622	238,891	6,067	253,580	2,638	48,438	1,793	52,870	30.6	20.3	29.6	20.8
独立行政法人国際観光振興機構	60	7	2,833	2,899	45	3	609	657	75.5	44.8	21.5	22.7
独立行政法人自動車事故対策機構	124	40	271	434	89	40	168	297	71.9	100.0	62.0	68.3
独立行政法人空港周辺整備機構	4	108	36	147	2	100	24	127	61.2	93.1	68.0	86.2
独立行政法人住宅金融支援機構	335	1,447	14,388	16,169	205	104	7,367	7,676	61.4	7.2	51.2	47.5
環境省所管計	1,870	428	10,905	13,202	1,490	342	3,744	5,576	79.7	80.0	34.3	42.2
国立研究開発法人国立環境研究所	1,825	428	9,963	12,216	1,460	342	3,487	5,289	80.0	80.0	35.0	43.3
独立行政法人環境再生保全機構	45	0	941	986	30	0	257	287	67.4	0.0	27.3	29.1
防衛省所管												
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	335	0	93	427	306	0	17	324	91.6	0.0	18.8	75.8

（注） 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（参照条文）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（抄）

（昭和４１年６月３０日
法律第９７号）

（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等）

第４条　国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

２　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

三　新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

３　経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については各省各庁の長（財政法（昭和２２年法律第３４号）第２０条第２項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。